

1.「江別市男女共同参画基本計画(2009年改訂版)」の概要

(1) 計画の趣旨

国内における男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと機を一にして行なわれてきました。国連が宣言した「国際婦人年」である1975年(昭和50年)に「第1回世界女性会議」が開催され、1977年に「国内行動計画」が策定されました。その後1979年(昭和54年)の国連総会において、女性に対する差別を撤廃し男女平等原則を具体化するため「女子差別撤廃条約」が採択され、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議における「北京行動綱領」の採択を経て急速に進み、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が公布され、男女共同参画に対する意識が高まってきました。

このような中、江別市においては、1995年(平成7年)の「江別市新総合計画(後期基本計画)」の中で、初めて「男女共同の社会参加」を掲げ、2002年(平成14年)に「江別市男女共同参画基本計画」が策定されました。そして更に、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていくため、2009年(平成21年)に「江別市男女共同参画を推進するための条例」が施行され、社会情勢等を踏まえながら基本計画の見直しを行い、「江別市男女共同参画基本計画(2009年改訂版)」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「江別市男女共同参画を推進するための条例」第9条に基づき、江別市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針となるものです。

また、「第5次江別市総合計画」を推進するための個別計画としての性格を有するものです。

(3) 計画の構成

この計画は、「江別市男女共同参画を推進するための条例」に規定されている7つの基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する江別市の施策を総合的、計画的に推進するための4つの基本目標と14の基本方向、34の施策で構成されています。(以下のとおり)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

【基本方向1】男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

様々な場面での男女の固定的役割分担意識は、わが国の歴史や文化により長い時間をかけて培われ、現実の社会・制度・慣習に与える影響も大きいものがあります。男女共同参画社会を実現するためには、社会の制度・慣行などに深く根付いているこのような考え方を解消することが必要です。家庭・地域・職場などの様々な場面で、意識変革や慣行の見直しのための啓発活動を促進するとともに、調査や情報収集・提供の充実を図ります。

<施策>

- (1) 家庭・職場・地域における慣行の見直しと啓発活動の充実
- (2) 多様な家族の形態を認めあう意識変革の推進
- (3) 女性の地位向上と能力の強化に向けた意識変革と実践
- (4) 多文化理解と共生に向けての意識づくり

【基本方向2】男女の自立と多様な選択を可能にする教育・学習の推進

一人ひとりの個性と能力を認め、互いに「個」として尊重しあい自立する精神を育むことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。このような人々の意識形成には教育の果たす役割が極めて重要になっており、家庭、職場、学校、地域など様々な場において男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実が求められています。生涯にわたって、あらゆる機会あらゆる場所で男女共同参画についての関心を高めていくよう日常生活の身近な固定的性別役割分担の存在に気付く機会の充実を図るとともに、自立と多様な選択を可能にする教育・学習の推進を図ります。

<施策>

- (1) 性別にとらわれない生き方を可能にする生涯学習の支援
- (2) 個性を重視し自立心や自己決定能力を身につける教育の推進

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

【基本方向3】政策や方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

江別市においては行政における政策や方針決定過程への女性の参画が不十分と考え、女性登用の促進に積極的改善措置も含め取り組んできました。江別市の市議会議員に占める女性の割合は平成18年4月の統一地方選挙後は37%と全国でもトップレベルとなりましたが、職員の管理職への登用状況は平成19年4月1日現在では9.3%、道内18位となっています。審議会・行政委員会等への女性の登用状況は平成18年には23.3%で、平成15年の19.4%に比較して着実に上昇していますが、女性の割合を40%に引き上げるという目標達成を引き続きめざします。そのため女性委員が4割以上を占める審議会等が、平成23年度末で全審議会等の50%に達するよう努めます。

今後も女性の参画に関する調査・研究及び積極的な情報収集・提供を行うことによって女性参画の拡大を進めます。

<施策>

- (1) 審議会や委員会等への女性の参画の促進
- (2) 企業などあらゆる組織の意思決定の場への女性の参画促進

【基本方向4】雇用等の分野における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法の全面施行など制度面の整備が進められるとともに、男女それぞれが就業することの少なかった分野への参画が進みつつあります。情報通信技術を活用した在宅就業など新たな就業形態も現れ、近年の就業形態は多様化し、個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方の選択を可能にしていますが、一方でパートタイム労働者や派遣労働者など非正規雇用が増加し、その処遇は必ずしも働きに見合ったものになっていません。またこのような労働者に占める女性の割合は非常に多く、雇用の分野において実質的な男女平等が達成されているとはいえない状況にあります。

このような状況を踏まえ、男女が性別にとらわれることなくその能力を発揮できる機会が確保されるよう環境の整備に努めます。

<施策>

- (1) 多様な就業形態と適正な労働条件の確保に向けた情報の提供
- (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する施策の推進
- (3) 起業をめざす女性に対する支援

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

【基本方向５】高齢者等が安心して暮らせる環境整備

江別市における６５歳以上人口の割合は２０％を超え、高齢者の単独世帯の割合も２０％を超え増加しています。高齢期を迎えた男女を単に支えられる側に立たせるのではなく、年齢のみに基づく固定的な見方や偏見をなくし、他の世代とともに社会を支える側の重要な一員として、その役割を積極的にとらえ、多様な活動への社会参画の機会を拡大していくことが大切です。

また、介護保険制度の実施や介護予防事業など介護に関する取り組みが進められていますが、介護従事者の待遇や介護現場でのセクシュアル・ハラスメントなどの問題も指摘されています。

介護は女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識を改め、男女双方の役割であることを啓発していくとともに、介護という仕事に対する理解や社会的な評価を高めるような意識変革を進めます。

<施策>

- (１) 生きがいと社会参加の促進
- (２) 高齢者の意欲、能力保持に向けた取り組みの支援
- (３) 介護にかかわる固定観念、習慣等の是正に向けた意識変革の促進

【基本方向６】あらゆる暴力根絶の取組

あらゆる暴力的行為は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であり、早急に対応していく必要があります。ストーカー規制法や配偶者暴力防止法の整備により、これらの行為が犯罪にも該当する、許されない行為であることが明らかにされ、また平成１９年４月の改正男女雇用機会均等法ではセクシュアル・ハラスメントの対策が求められています。

性犯罪はもちろんこれらの問題は、人間としての尊厳を侵害するものであり、克服に向けた取り組みを進めます。

<施策>

- (１) あらゆる暴力の根絶をめざした人権意識の啓発
- (２) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の推進
- (３) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組みの推進

【基本方向 7】生涯にわたる男女の健康支援

女性も男性も、各人が互いの身体的特質を十分理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。そのためには心身及びその健康について正確な知識や情報を持ち、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

女性は妊娠や出産に際し、女性特有の様々な問題を心身に抱え込む機会が多いのが現状です。望まれた環境で、新たな生命を誕生させることができるよう、妊娠・出産に向けた男女の心構えを根付かせ、出産前後の女性の心身の安全に男女が共に留意する必要があります。

また、新たな生命の健康を保持するため、親になり得る者の性感染症や喫煙等がもたらす影響を考慮する必要があります。

こうしたことに配慮し、男女が、特に女性が生涯を通じ自分の身体に関する正しい知識を得、自分の健康の維持・管理を行うため、性と生殖に関する健康と権利の視点から、また生命の尊重・人権尊重の視点から、心身両面における健康支援の充実を図ります。

<施策>

- (1) 互いの性と生命を大切にする性教育の推進
- (2) 性と生殖に関する健康と権利に関する意識の普及

【基本方向 8】男女の家庭生活と他の活動との両立支援

これまでは男性が長時間の労働で経済活動を支え、女性が家事・育児・介護などの家庭責任と地域での活動を担ってきましたが、現在では少子・高齢化の急速な進行や離婚率の上昇、晩婚化、単身世帯やひとり親世帯の増加など家族や地域を取り巻く社会状況は大きく変化しており、結婚観やライフスタイルについての価値観も多様化しています。

男性が、家事、育児、介護等に参画することは、女性に偏っている負担を分かち合い、家庭における責任を果たすことにとどまらず、親子関係が深められるほか、男性の生き方を広げることにもなります。そのためには、固定的役割分担についての意識変革を図るとともに、職場中心の生活を改め、職業生活と家庭生活のバランスの取れたライフスタイルへの転換が必要です。

女性の生き方もライフスタイルの変化などに伴い多様化していますが、育児、介護を理由に退職する女性や、育児や介護について悩みを抱える女性も少なくありません。男女が共に家族としての責任を担うとともに、社会がこれを支援できるようにするため、多様なニーズに応じた育児、介護支援の充実や相談体制の充実を図ります。

<施策>

- (1) 仕事と家庭生活の両立を可能にする支援の充実
- (2) 総合的な育児の環境づくり

【基本方向 9】男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

平成17年国連防災世界会議で、わが国の発表した防災協力イニシアティブには防災分野における社会的性別（ジェンダー）の視点が明記されました。被災時には増大した家庭的責任が女性に集中すること、プライバシーの侵害や性暴力被害が起りやすいことなどの問題が明らかになっています。国は、防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を明記しており、男女のニーズの違いに留意した防災（復興）対策を進めます。

<施策>

- (1) 防災分野における女性の参画の拡大
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

基本目標Ⅳ 総合的な取組に向けた推進体制等の整備・強化

【基本方向１０】男女共同参画基本計画の進捗状況の公表と計画の見直し

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めて行くために、計画に掲げた施策等の適切な進捗管理を行うとともに、施策等の効果について評価を進め、必要に応じて計画の見直しを行います。

<施策>

- (１) 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表
- (２) 男女共同参画の進捗状況の適切な評価方法についての検討
- (３) 計画の見直し

【基本方向１１】庁内推進体制の充実と強化

男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題です。様々な施策を総合的、計画的に推進するためには、関係部局間の連携を深め庁内推進体制の充実・強化に努めるとともに、職員一人ひとりが「男女共同参画社会の実現」を行政課題としてとらえ、施策を推進するための意識改革、意識の高揚を図ります。

<施策>

- (１) 庁内推進体制の機能強化
- (２) 職員を対象とした研修・意識啓発の強化

【基本方向１２】審議会の設置

男女共同参画の効果的な推進を図るため、審議会を設置します。

<施策>

- (１) 審議会の設置

【基本方向１３】男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画社会の実現のためには、様々な課題に対する調査・研究を実施し、現状を把握するとともに、問題解決に向けた取り組みを進めます。

<施策>

- (１) 男女共同参画に関する調査研究の推進
- (２) 国・道・他自治体、企業、各種団体等との協力・連携の強化

【基本方向１４】地域から男女共同参画に取り組む推進体制づくりの促進

男女共同参画社会を実現するためには、行政、市民、事業者等あらゆる立場の人が意識を変革し、様々な場面で行動することが必要です。中でももっとも身近な地域社会を変えていくことが大切です。

<施策>

- (１) 男女共同参画に関する市民活動を促進するための支援強化

(4) 計画の期間

この計画は、計画の進捗状況や社会情勢や国、道等の様々な状況変化に対応するため平成14年度に策定した「江別市男女共同参画基本計画」を見直したものでもあり、江別市第5次総合計画の後期期間とあわせ平成21年度から平成25年度の5ヶ年を計画期間としています。

計画期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日

(5) 数値目標

江別市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより積極的に推進するため、数値目標を設定しました。項目は「家庭生活」、「地域社会」、「職場」の各分野から、今後意識調査などの定期的な実施により、達成度を確認しながら様々な施策に取り組んでいけるものとして項目を選択し、目標値は過去のデータの推移や現在の状況、今後の見通しなどを勘案し設定しています。

No.	項 目		計画策定時	目標値
1	「男女共同参画社会」について、見聞きしたことがある人の割合		26. 8%	50. 0%
2	「配偶者暴力防止法」について、見聞きしたことがある人の割合		57. 9%	80. 0%
3	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合		32. 1%	50. 0%
4	家庭生活上で男女が平等となっていると思う人の割合		36. 2%	50. 0%
5	市内企業、団体等における女性役員数		555人	
6	審議会等の状況	女性委員の登用率	24. 3%	40. 0%
		女性委員数が4割以上の審議会等の割合	21. 9%	(H23年度末) 50. 0%

※1) 項目1～4の計画策定時の値は、平成20年度に実施した「まちづくり市民アンケート」による意識調査の結果による。

※2) 項目5の計画策定時の値は、平成18年度に実施した「事業所・企業統計調査」による。

※3) 項目6の計画策定時の値は、例年内閣府において実施する「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(基準日4月1日)」結果による、平成20年度における江別市の状況。